

コーポレート・ガバナンスのあり方

— 企業の社会的責任（CSR）からの一考察 —

非常勤講師 藤野元博

目次

- I コーポレート・ガバナンス論の今
 - 1 コーポレート・ガバナンスの意義
 - ① 経営者に対する統治論
 - ② 株主利益の最大化のための統治論
 - ③ 広義の統治論
 - 2 コーポレート・ガバナンスの目的
 - ① 適正（公正）性と効率性に関する学界の議論
 - ② まとめ
- II 企業の社会的責任論の重要性
 - ① 企業の社会的責任（CSR）とは
 - ② CSRとSRI
 - ③ 企業の社会的責任論と私見
- III コーポレート・ガバナンスのあり方
 - ① 企業の社会貢献
 - ② 企業の社会貢献と企業の社会的責任
- IV まとめ
- 註
- 参考文献

I コーポレート・ガバナンス論の今

コーポレート・ガバナンスという言葉が何を意味するのか、については、現在においても一致しておらず、むしろ、多義的に使用されていることが多くなっている。まずは、コーポレート・ガバナンスの意義を①経営者に対する統治論、②株主利益の最大化のための統治論、③株主利益の最大

化と株主その他のステークホルダーからなる協働システムとする広義の統治論、の3つに大別して検討する。

1 コーポレート・ガバナンスの意義

① 経営者に対する統治論

会社、特に大規模・公開会社（以下「大会社」と略す）は、営利を目的とする営利法人であるだけでなく、債権者、ステークホルダー（stakeholder）に大きな影響を与える社

会的存在⁽¹⁾であるという考え方がある。このような大会社の経営者には、株主だけでなく、ステークホルダーたちの利益をも考慮・調整しながら適正・公正な運営を行うことが要求される。そこで、経営者を制御し、監督し、統治するための制度（システム）とは何かを探求することこそが、コーポレート・ガバナンスであるとする考え方がある。この考え方は、企業・経営者の社会的責任論と共通の位置にあり、大会社を中心においた議論であるので、大会社におけるいわゆる「所有と経営の分離」つまり経営者支配を前提として考えられている。

② 株主利益の最大化のための統治論

従来から問われている「会社はだれのものか」という視点からコーポレート・ガバナンスのあり方を考える立場である。代表的なものとして、平成9年9月8日自民党法務部会商法に関する小委員会による「コーポレート・ガバナンスに関する商法改正試案骨子」（以下「改正試案骨子」と略す）をあげることができる。この「改正試案骨子」によれば、原則1として、株式会社は株主のものであって、株式会社の主権者は株主とする（株主主権）。さらに、原則2として株式会社は、株主の利益の最大にするように統治されなければならない（株主利益の最大化⁽²⁾）としている。

株主主権論は、資本主義の初期から叫ばれている古典的な考え方である。この考え方が「株主権の再生策」として、現在、強調されている⁽³⁾。しかし、今の株主主権論は、当時のものとは異なっている。つまり、株主主権論が叫ばれ始めた当時の会社では、大株主が存在し、大株主がその番頭である経営者に会社の経営を任せていたのである。しかし今の大会社では、所有と経営が分離し、経営者支配が行われているのが実情である。このことによって、経営者や経営者団体が株主利益の最大化を主張するときには警戒が必要となる。つまり、表向き株主主権論を唱え、株主のための経営をしているように見えていても、例えばストックオプション（stock option）制

度を利用して経営者が自ら株主となり、自分たちの利益を最大化するような報酬制度を作り出してしまふ危険性⁽⁴⁾が存在する。また、株主主権論は、会社が営利を目的とする存在であることを前提とするので株主以外の者、例えば従業員、消費者などの利益については考慮されていない。つまり、企業の社会的責任と無縁の存在と考えられており、この立場から考えれば、社会的責任論とは非効率性の代表⁽⁵⁾と言える。

③ 株主利益の最大化と株主その他のステークホルダーからなる協議システムとする広義の統治論

ここでは、経営者に対する統治論と、株主利益の最大化のための統治論を包含した考え方であり、私はこの考え方を採る。代表的な考え方に奥島孝康教授の考え方がある。奥島教授は「アメリカでは、この概念は会社経営をどのようにコントロールするかという文脈で用いられることが多いようであるが、より端的に、企業の社会的責任を確保するために会社法はどうあるべきかという文脈で使われることもけっして少なくない。・・・コーポレート・ガバナンスという言葉で語られているものは、とどのつまりは、会社の主権者は誰か、あるいは、会社は誰のために経営されるべきか、という古くて新しい会社法上の根本命題が問い返されているように思われる⁽⁶⁾。」と考えられている。また、江頭憲治郎教授は、「公開会社も営利法人であるから、『株主利益の最大化』がその経営目標であるが、他方、経営者は株主のコントロールを脱して、株主利益の最大化以外の目標を追求しているのではないか、というのが『経営者支配』の問題であり、これらの問題を解決するのが、コーポレート・ガバナンス論であると解される⁽⁷⁾。」とされており、広義の統治論を採られている。さらに、森本滋教授は、「株主は、会社企業の実質的所有者であり、経営者は株主のために利益の最大化を目指して経営を遂行しなければならないが、大企業では株主だけでなく、従業員、顧客（消費者）なども利害関係を有

するので、コーポレート・ガバナンスとは、広義においては、会社をめぐる利害関係人の利害を妥当に調整しつつ健全かつ効率的な経営を確保する問題の総称である。」と述べられている⁽⁸⁾。

この広義の統治論を採る、日本コーポレート・ガバナンス・フォーラムは、「コーポレート・ガバナンス原則」(平成10年5月26日)を作成し、①株主利益の最大化と、②会社は株主その他のステークホルダーからなる協議システムであると主張している。

しかし、広義の統治論の、経営者に対する統治論と株主利益の最大化のための統治論とでは、アプローチの仕方や問題意識、生成事情など、大きく異なっている。そして、理論的にあいまいな点を持っていることも問題である。

2 コーポレート・ガバナンスの目的

上記したように、様々な解釈を持っているコーポレート・ガバナンスの目的について、まず経営者に対する統治論に立って考えてみると、大会社は営利を目的とする存在であるだけでなく、社会的存在であり、その社会的存在にふさわしい役割を負っているのである。したがって、会社は株主利益の最大化ということで、利潤追求だけに専念することはできないということである。つまりコーポレート・ガバナンスの目的は、会社の適正(公正)な運営を確保することにある。ここでいう、適正(公正)な運営とは、会社をめぐるステークホルダー(株主、債権者、従業員、消費者など)の利益を公正かつ妥当の調整することである。

一方、株主利益の最大化のための統治論に立ってコーポレート・ガバナンスの目的を考えてみると、会社は営利を目的とする存在で、株主は会社の主権者であり、会社は株主の利益を最大化する必要があるので、経済的効率性の促進が目的ということになるだろう。

よって、広義のコーポレート・ガバナンス論の目的は、経営者に対する統治論と株主利益の最大化のための統治論とを包含した論理なので、経営の適正(公正)性と効率性の両方であるといえるだろう。

① 適正(公正)性と効率性に関する学界の議論

商法学界では、上記した江頭憲治郎教授、森本滋教授のように、適正(公正)性と効率性の両方をコーポレート・ガバナンスの目的としている学者が多い。さらに、「コーポレート・ガバナンスのあり方に関する緊急提言」〔社経団連 1997年9月16日〕によれば、「企業は、平素より、経営効率の向上、株主重視の方針の実践に努めているところであるが、加えて、企業倫理の確立と経営の健全性という見地から実効性あるコーポレート・ガバナンスの実現が望まれている」と述べられている。

近時、日本経済の低迷をうけて、適正(公正)性と効率性の両方をコーポレート・ガバナンスの目的としておきながら、適正(公正)性よりも効率性を強調して考えている論者が少なくないこともまた事実である⁽¹⁰⁾。

② まとめ

効率性を強調して考えている学者は、適正(公正)性についてどのように考えられているかということ、おそらく、コーポレート・ガバナンスという天秤に、適正(公正)性と効率性をかけて、その時々時代の要請や立法政策によって、適度にバランスをとっていく考え方ではないかと思われる。この考え方は、適正(公正)性が重視されて考えられていけば問題はないが、効率性重視・効率性一辺倒になっていくと、適正(公正)性を著しく害することになる。つまり、弱肉強食・優勝劣敗の世界となり、独占の放任や従業員のリストラ、不公正取引の発生、市民的公共性の破壊、最後は倫理的退廃をもたらすことになるのである。

よって、適正(公正)性と効率性の相互関係については、適正(公正)性が効率性を制約し、適正(公正)性は効率性に対してその暴走を食い止める何らかの歯止めをかけなければならないと思われる。

この考え方を説かれている田中誠二博士は、「経済的効率性は法の理念である正義、

衡平もしくは社会的要求により制約を受ける」と主張されている⁽¹¹⁾。また、酒巻俊雄教授は、「効率性がガバナンスの直接的目的であるかのように誤解する向きがあるが、経営の公正担保の合理的仕組みの確立が必要である」と説かれている⁽¹²⁾。さらに正井章彦教授は、「コーポレート・ガバナンス論は、経営者をコントロールするシステムの構築が中心をなすものであり、経営の効率性は、その法的枠組みの中で追求されるものであり、二次的なものである」と述べられている⁽¹³⁾。関俊彦教授も、「コーポレート・ガバナンス問題の主流は会社経営の健全性の確保であり、効率性と健全性とはかなり位置付けの異なる理念である」と解されている⁽¹⁴⁾。

私は、上記の諸学説に関して基本的に賛同したい。私の考えるコーポレート・ガバナンスの目的とは、まず、会社は営利を目的とする存在（営利法人）であるから、利潤を追求することは当然である。だから、利潤を追求するため一定の効率性を確保しなければならない。しかし、会社が経営の効率性の確保ばかりに終始し、適正（公正）性を害することは絶対にあってはならない。それは、いくら会社が営利法人であろうが、株主利益の最大化を目的としていようが、利潤を追求することが当然であろうが、会社には多くのステークホルダーが存在し、会社にはそれに伴う社会的責任を負っている。つまり、会社は単なる金儲けだけの存在ではないのである。私の考える会社の社会的責任とは、会社が適正な利益をあげることで立派に社会的責任を果たしているとは思わない。このことは、コーポレート・ガバナンス広義の統治論の言う「企業倫理の確立と経営の健全性」「株主利益の最大化以外の目標を追求している」「株主だけでなく従業員、顧客（消費者）、なども利害関係を有するので、コーポレート・ガバナンスとは、広義においては、会社をめぐる利害関係人の利害を妥当に調整しつつ健全かつ効率的な経営を確保する」などからも会社が社会的存在で大きな社会的責任を負うことをいっているのである。このことは、株

主権論とも関連し、会社の健全かつ公正な経営は、その会社の株主としての価値を上げるもの、会社の価値を高めるものであると考えられる。株主にとって、より社会的責任を多く果たしている会社の株を持っていることが、経済的にすぐれている株を持つことよりも、社会的に意味があり、とくに価値のあるものになると考えている。

II 企業の社会的責任論の重要性

① 企業の社会的責任（CSR）とは

最近関心を呼んでいる「企業の社会的責任」という言葉は、今から約一世紀前にアメリカで使われ始めたCorporate Social Responsibility（CSR）の訳語として、日本でも1905年ごろから使われている。その後、1960年代後半から1970年代にかけて日本において、企業の社会的責任が盛んに議論された時期があった。当時は、高度経済成長とともに始まったといってもよいほど、世界に類を見ないほどの規模で発生した公害問題や、日本的「商法」の伝統の下での欠陥商品問題、ドルショック以来の極端なインフレ政策による、株式・土地等をめぐる投機的行為の横行、いわゆるエネルギー危機をきっかけとした、買占め・売り惜しみ・便乗値上げなどによる異常な物価、企業の粉飾決済・放漫経営・株価操作などの不健全な会社経営が多発し、反社会的な企業活動による国民への圧迫を背景とするものといえる。

会社は、それ自体独立した経済活動の主体として、資本の論理に貫徹された私的営利追及体でありながら、同時に他方においては、それは、社会に散在する零細な遊休貨幣をも含む、大量な資本の集積・集中体として、一定の枠内で「社会化」された私的所有形態である。それはさらに、現代社会における社会的生産の最も主要な存在として、その活動の財源は、単に会社の所有者である株主からの利益だけにとどまらず、広く投資家・従業員労働者・顧客（消費者）・地域社会等の諸利益、さらには全体的な国民の経済的利益にも

密接な関係があるのである。⁽¹⁵⁾

だから、その意味においては、会社の本来的な私的営利の追及という部分は、事実上の「公益」または「多元的諸利益関係性」という部分と矛盾することになる。その矛盾は、近代（資本制）社会における会社が、生まれながらにもっている宿命なのである。会社とくに株式会社は、今、発展している資本社会においては、競争と信用を中心において巨大化し、市場において独占的・支配的地位を獲得するまでになっている。企業の社会的責任を問うということは、基本的には、まさにこのような矛盾によって発生する様々な社会的弊害を排除し、その妥当で合理的な調整が図れるようにすることであると考えている。

このような課題は、決して単なる会社法的規制だけで解決される課題ではない。立法政策全体に関わる課題であり、団体法、取引法、不法行為法を含む私法的規制全体、経済法的諸規制、公法的行政法的諸規制などの、法領域を総合して考えていかなければならない課題である。

しかし、まずは商法、会社法が中心になり、この課題を解決する努力をしなければならない。会社法における「公益」ないし企業の社会的責任の確保を可能とするには、どうすればよいかを考えていきたい。

② CSRとSRI

最近CSRの関心が高まっている中で、社会的責任投資（SRI：Socially Responsible Investment）という投資の考え方が注目されている。SRIは、欧米を起源とする投資の考え方である。欧米には従来から倫理的投資（Ethical Investment）という考え方があり、タバコやアルコールなどの特定の業種を排除するネガティブ・スクリーニングが行われていた。それが、イギリスのサステナビリティ社のジョン・エルキントン氏によって、1997年「Triple・Bottom・Line」というコンセプトが提起され、新たなパラダイムが誕生したのである。それは、①経済性、②環境適

合性、③社会適合性の3つの観点から企業のパフォーマンスを評価し銘柄選定をする投資行動が、現在、社会的責任投資（SRI）の代表的な形態となっている。

アメリカのSRI推進団体であるSocial Investment Forumが発表した「2001 Trends Report」において、社会的責任投資を①スクリーニング・・・企業の経済性・環境適合性・社会適合性の3つの側面から企業を評価し銘柄選定をする投資行動。②株主行動・・・社会的責任の観点から企業行動を改善させるための行動。具体的には、企業の環境問題について経営陣と対話をしたり、株主総会での議決権を行使したりすることである。③コミュニティ投資・・・通常の金融機関では融資しにくい、マイノリティや低所得者層地域の発展のために、投融資を行うこと。の3つに分類している。

このSRIが今、ヨーロッパ諸国・アメリカ等において盛んに使われており、日本においても、CSRに対する関心の高まりが、SRIの確保をより実効性あるものにしていくのではないかと期待や可能性をもっていると思う。

CSRに取り組む意義は、CSRは社会からの要請であると同時に、企業自身にさまざまなメリットをもたらすのである。

具体的には、まず、リクス・マネジメントの強化である。つまり、21世紀初め、世界の大企業が社会からの信頼を失う事態が続発した。その代表として、アメリカ2001年末エネルギー大手のエンロンが、そして翌年には長距離通信業界でアメリカ国内第2位のワールドコムが粉飾決算の発覚によって破たんし追い込まれた事件などが記憶に新しいだろう。CSRへの積極的な取り組みは、各側面について生じるリスクを十分に検討分析し、実態を把握するとともに対策を事前に講ずることにつながるのである。このことによって、リスクを回避できる可能性が高まることは確かである。

2つ目としてブランド価値の向上がある。コーポレート・ブランドは、「Intangible・

asset] (無形資産) として近年脚光を浴びている。それは、市場が成熟するにつれて、コーポレート・ブランドこそが消費者の「製品・サービスの選択動機」として重要な役割を果たすようになってきている。このような理由から、CSRへの積極的な取り組みはブランド・ロイヤリティを高める効果があると考えられている。

3つ目には、優秀な人材の確保である。グローバルな経済や情報化社会が発展するにつれて、優秀な人材を獲得して能力を最大限に引き出す職場環境を実現することが、企業にとってこれまで以上に重要となっている。

わが国においては、少子高齢化が進んでおり、生産年齢人口(15~64歳)の割合が、2025年には60%、2050年には55%にまで低下すると予測されている(厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所の中位推計より)。このような状況であるため、企業は優秀な人材の獲得のための差別化戦略づくりに取り組む必要がある。近時、企業の理念やビジョンを就職先選択の鍵と考える人が増えており、CSRに対する企業姿勢を明確化することで差別化を図ろうとする動きが広がっているのである。また、CSRへの取り組みが従業員の誇りや社内の団結力の強化につながると評価する企業もあり、労働市場が流動化する中、優れた人材に長く勤めてもらうための、有効的手段の一つとして注目されている。

最後に、市場からの評価である。近時、CSRは企業の将来業績を予測する上で重要なノン・フィナンシャル・インディケーターであるとみなされるようになってきた。このことを背景に、CSRに前向きに取り組む企業を評価しようという動きが株式市場の中でも広がりつつある。このようにCSRの観点からの企業分析を積極的に取り入れた投資手法が「社会的責任投資(SRI)」なのである。

③ 企業の社会的責任論と私見

1974年の商法改正は、1950年の商法改正以来の主に株式会社の保護育成を目的とする諸改正とは異なり、企業の社会的責任の確保を

課題とした改正であって、その主要な改正内容が監査制度の充実強化であったことは上記で少しふれた。そしてまた、1981年の商法改正もまた、企業の社会的責任の確保が重要な柱とされていたこと、それらの改正立法の成立に際して、企業の社会的責任確保のために、今後も引き続き改正の努力を続けていくべきである旨の国会決議が成立したことも知られていることである。

株式会社法の現代的立法改革においては、「公益」ないし企業の社会的責任の確保という課題を避けられなくなっている。また、最近コーポレート・ガバナンス論が頻繁に議論されていることも、基本的に「公益」ないし企業の社会的責任の確保という課題への対応を迫るものであるといえるだろう。

しかし、過去幾度となく行われた商法改正でも、いまだ実効的な改革がなされていない。その要因は、まず立法者にかつて通説的見解であった、商法は、経済政策的に価値中立的な法であり、「公益」ないし企業の社会的責任の確保などは、無縁の法であるという意識が根強く残っているためであると思われる。また、「公益」ないし企業の社会的責任の確保ということの意味自体、それと株式会社法内在的に確保するということの、現実的で具体的なことが、いまだ必ずしも明確ではなく、一致した見解が存在していないことなどが考えられる⁽¹⁶⁾。

このことに関して大隅健一郎教授は、企業の社会的責任とは、①「企業が社会公共の利益に反するようなことをしてはならないということ」、②「もっと積極的に社会公共の利益の要求するところにしたがって、会社の経営に当たるべきだということ」、③「企業が積極的に何らかの社会に奉仕すること」、の3つ理解をあげられている⁽¹⁷⁾。この考えのうち①は、現在社会一般的な考え方として広く理解されていると思われる。また、①のような趣旨は実は、民法1条にすでに定められており、会社法上改めて問題とすることは無意味であるとの考え方も存在していることは事実である。しかし、会社法上において改めて「企業

が社会公共の利益に反するようなことをしてはならない」という規定を定め、明文化することは決して無意味なことではないと思う。改めて規定を定め、明文化することによって、会社にとって利潤獲得こそが存在意義ではなく、会社はその内外において1つの社会的存在として社会公共に対し責任を負い、社会公共の利益あつての会社であるべきと、社会全体に大きな影響を与える存在であるということを示すことになり、会社設立に際して発起人に、その責任を十分理解してもらうことができるのではないかと考えているのである。

Ⅲ コーポレート・ガバナンスのあり方

① 企業の社会貢献

企業はそれぞれ目的・目標を持って、日々事業を展開しているが、そのなかにおいて、企業はそうした経済活動とは別に、社会貢献活動も日々行っているのである。ある企業にとっては、自社の製品の質をできるだけ高め、可能な限り安価に生産することが社会に貢献することになるし、また、ある企業にとっては、文化・スポーツの支援活動までもが社会貢献活動に含まれることもある。

② 企業の社会貢献と企業の社会的責任

企業に共通した目的としてまず、「利潤を獲得すること」をあげることができる。ここで忘れてはならないことは、「何のために利潤を獲得したいのか」をもう一度考えてもらいたいと思う。このことは、企業の社会的責任のところでも述べたように、会社はただ単に利益だけをあげればそれでよいのかという疑問から、会社は何のために利益をあげるのかということを考え直して、この二つに相通ずるものがあることに気が付くのである。しかも、現代社会においてこの部分は、会社経営の核をなすものといえるだろう。つまり、会社にとって社会貢献・社会的責任は、もはや目標ではなく義務にも等しい存在として、会社経営の一番重要なことなのである。

会社の目的を、単に株主の利益最大化のた

め利潤を獲得することだけではなく、会社の持つ大きな力や影響力を、社会公益のために発揮することができるようにしなければならないのである。

Ⅳ まとめ

コーポレート・ガバナンス論と企業の社会的責任論は、その本質が同じであると私は考える。コーポレート・ガバナンス論は上記したように、さまざまに多義的に議論されているが、代表的な考え方として①経営者に対する統治論、②株主利益の最大化のための統治論、③広義の統治論があり、今回は私見でもある③広義の統治論を中心に、コーポレート・ガバナンスのあり方について検討してきた。広義の統治論の目指す、「適正（公正）な経営の確保」は、企業の社会的責任論における「社会公共の利益に反するようなことをしてはならない」「企業が積極的に何らかの社会に奉仕すること」ということと非常に関連がある。会社の適正（公正）性は、社会公共の利益ともいうことができる。会社が株主主権で、会社の所有者である株主のためにその利益を最大化する義務を負っているが、なぜ会社が現代経済社会の中で大きな力や影響力をもてるのかということ、それは、会社を取り巻く株主以外の利害関係者の存在と、その会社を支える多くの顧客（消費者）などがあつての会社だからである。そして、会社はそのような人々の住む社会の中に存在するのだから、会社が社会に対して何らかの貢献をすべきである。その貢献は、会社にとっては企業の価値を高めることにつながり、プラスとなるはずである。会社がもっと社会貢献や社会的責任を実践できる社会環境になれば、会社にとっても、株主・従業員労働者・顧客（消費者）・地域社会等の諸利益などにとっても、社会全体がより良い社会となるはずである。

註

- (1) 上村達男『会社法改革』188頁 岩波書店 2002
新山雄三『論争コーポレート・ガバナンス』17・186頁 商事法務研究会 2001
中村一彦『現代会社法概論』18頁 同文館 2000

- (2) 中島修三『会社はだれのものか』15頁 金融財政事情研究会 1993
- (3) 中村一彦「コーポレート・ガバナンスの真の在り方を求めて—会社の社会的存在という視点からのアプローチ」判タ1158号 65頁以下
- (4) アメリカのエンロン事件やワールドコム事件は、粉飾決算やストック・オプションを利用した不正な高額報酬の問題を起こしたことで有名な事件である。東谷暁『アメリカ経営の罠—株価至上主義の崩壊』日刊工業新聞社 2002参照
- (5) 中村一彦『企業の社会的責任—法学的考察』15頁参照 同文館 1980
- (6) 奥島孝康「国際化に対応した日本のコーポレート・ガバナンスのあり方」『コーポレート・ガバナンス—新しい危機管理の研究』72頁 金融財務事情研究会 1996
- (7) 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法』39頁以下 有斐閣 2001
- (8) 森本滋「コーポレート・ガバナンスと商法改正」民商117巻4 = 5号16頁
- (9) 江頭憲治郎「コーポレート・ガバナンス—会社法における視座」『経営のアカウントビリティを問う』20頁 成文堂 1996
龍田節「日本のコーポレート・ガバナンスの基本的問題」商事1692号4頁
吉本健一『討論コーポレート・ガバナンス』3頁 学際図書出版 1997
- (10) 宍戸善一「日米比較コーポレート・ガバナンスと商法改正論議への示唆」民商117巻4 = 5号91頁
久保利英明「構造的欠陥を露呈する日本のコーポレート・ガバナンス」『日本型コーポレート・ガバナンス』1頁 日刊工業新聞社 1997
- (11) 田中誠二『会社法学の第二の新傾向とその批判』170頁 千倉書房 1990
- (12) 酒巻俊雄「平成14年改正における経営機構の選択肢」『商法大改正とコーポレート・ガバナンスの再構築』46頁 法律文化社 2003
- (13) 正井章彦「監査役制度の改革—自民党試案骨子について」法時70巻4号28頁
- (14) 関俊彦「将来の企業法制の方向—日本監査役協会の中間報告に接して」取締役の法務2000年5月25日号6頁
- (15) 新山雄三「株式会社法と企業の社会的責任—西ドイツの理論状況を中心に—」法時46巻9号参照
- (16) 稲葉威雄「会社法改正に関する各界の意見について」ジュリ616号21頁以下
- (17) 大隈健一郎「私の会社法改正意見」『会社法根本改正の論点』130頁 商事法務研究会 1976
- 割と商事法』経済法令研究会 1995
- 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法〈第4版〉』有斐閣 2005年
- 神田秀樹『会社法〈第6版〉』弘文堂 2005年
- 神田秀樹編『コーポレート・ガバナンスにおける商法の役割』中央経済社 2005年
- 近藤光男『コーポレート・ガバナンスと経営者責任』有斐閣 2004年
- 新山雄三『会社法の仕組みと働き〈第3版〉』日本評論社 2003年
- 新山雄三『論争コーポレート・ガバナンス』商事法務研究会 2002年
- 龍田節『会社法〈第10版〉』有斐閣 2005年
- 宮島司『会社法概説〈第3版補正2版〉』弘文堂 2004年
- 中村一彦『現代会社法概論〈第5版〉』同文館 2000年
- 中村一彦『企業の社会的責任と会社法』信山社 1997年
- 河本一郎他著『日本の会社法〈新訂第7版〉』商事法務 2005年
- 荻原勝『企業倫理・コーポレート・ガバナンス規程集』中央経済社 2004年
- 稲上毅・森淳二郎『コーポレート・ガバナンスと従業員』東洋経済新報社 2004年
- 経済協力開発機構(著)・今井正太(訳)『企業の社会的責任—OECD加盟国の理念と現状』技術経済研究所 2004年
- 日本規格協会編『CSR企業の社会的責任—事例による企業活動最前線』日本規格協会 2004年
- 足達英一郎・金井司『CSR経営とSRI—企業の社会的責任とその評価軸』金融財務事情研究会 2004年
- 中原俊明『米国における企業の社会的責任と法的課題』三省堂 2003年

主要参考文献

青木英夫「会社の社会的責任と取締役—コーポレート・ガバナンスの一側面」田中誠二先生追悼『企業の社会的役